

四日市市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月4日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第33号

四日市市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

四日市市職員退職手当支給条例（昭和31年四日市市条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="236 734 817 831">（懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）</p> <p data-bbox="204 855 817 1839">第12条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p data-bbox="236 1863 402 1899">(1) (略)</p> <p data-bbox="236 1924 785 2020">(2) 法第28条第4項の規定による失職又はこれに準ずる退職をした</p>	<p data-bbox="880 734 1461 831">（懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）</p> <p data-bbox="849 855 1461 1839">第12条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p data-bbox="880 1863 1046 1899">(1) (略)</p> <p data-bbox="880 1924 1461 2020">(2) 法第28条第4項の規定による失職（<u>同法第16条第1号に該当す</u></p>

者 2 及び 3 (略)	<u>る場合を除く。)</u> 又はこれに準ずる 退職をした者 2 及び 3 (略)
-----------------	--

附 則
この条例は、令和元年 1 2 月 1 4 日から施行する。

(総務部人事課)